

令和3年度 甲賀・湖南成年後見センターばんじー 事業計画

【総合的な方針】

I. 甲賀圏域権利擁護支援推進計画策定と「ばんじー」の役割

平成 28 年に施行された成年後見制度利用促進法では、成年後見制度利用の促進について市町村の役割が規定されており、さらに、中核機関の役割が大変重要となる。

また、成年後見制度利用促進法の基本理念として規定されている「成年被後見人等が成年被後見人等でない人と等しく基本的人権を有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活の保障がされるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと」は、まさに、今まで「ばんじー」が行ってきた成年後見制度に関する支援を中心にした権利擁護支援や意思決定支援に向き合い、事業展開をしてきたことと共通するものがある。

甲賀市、湖南市では「成年後見制度利用促進計画」を「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」とし、昨年度に策定委員会を立ち上げ、策定委員会ではこの圏域の現状を踏まえながら議論を重ねていただき、今年度にこの計画策定の報告をいただく予定である。この計画の期間の始期は令和 4 年度となることから、両市と連携しながら計画の実施に向けた準備を進めていく。

II. 法人後見受任事業

法人が担っている後見受任については、引き続き適正に受任業務の遂行を図る。今後、法人の受任審査委員会の意見を踏まえるとともに、両市と後見受任の方法等について検討協議していきたい。

III. 具体的な事業内容

別紙事業計画

IV. 体制整備と人材確保、育成

I、II に掲げる方針を実行するには、それに応じた体制整備や質の高い人員の確保が必要である。計画の中で、「ばんじー」の果たすべき役割が明確になり、また、それらの事業を円滑に運営していくためには、それに見合った体制や人員の確保、育成が必要であり、その強化に取り組んでいきたい。

V. コロナ禍における事業の対応

新しい生活様式が求められる中、法人が行う相談事業や研修については、感染拡大の防止対策をとりながら、相談事業は事前予約制にするなど、事業の実施方法を検討しながら事業を進めていく。